

障がい者虐待防止センターが相談・通報・届出を受付けた場合

	内容	障がい 福祉課	虐待防止 センター	関係機関	備考
①	相談・通報・届出の受付		◎		24時間連絡体制
②	受付記録の作成		◎		
③	第一次的な虐待の有無の確認、緊急性の判断		◎		センターにおいて通報内容の詳細を確認するとともに、障がい福祉課に速やかに連絡する。
④	コアメンバーによる協議 対応方針の協議 (今後の対応方針、職員の役割分担などを決定)	◎	○		①虐待の疑いがあるかどうか、②緊急対応が必要かどうかをコアメンバーで判断する。
⑤	事実確認、訪問調査 (児童虐待防止法では48時間以内に実施)	◎	○	△	障がい福祉課が実施する。 必要に応じセンターも同行する。
⑥	コアメンバー会議・ ケース会議 援助方針の決定	◎	○	△	開催の決定、招集、会議の進行、各機関への連絡調整は障がい福祉課が行う。センターが虐待対応計画(案)を作成する。
※	立入調査→ケース会議 (障がい者の安全確認ができない場合など)	◎		△	必要に応じ障がい福祉課が実施する。必要に応じ警察署長へ援助要請を行う。
⑦-1	障がい者の保護 (養護者との分離)	◎			必要に応じ障がい福祉課が措置を実施する。
⑦-1	積極的な介入の必要性が高くないと判断された場合の障がい者への支援	○	◎	○	
⑦-2	養護者への支援	○	◎	△	
※	成年後見制度利用開始の審判請求(市長申立て)	◎			必要に応じ障がい福祉課が実施する。
⑧	モニタリング	◎	◎	○	ケース会議の決定に基づき、行う。複数の目によって行うことが重要。当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかにケース会議を開催する。
⑨	虐待対応の終結	◎	○	△	虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないという判断。組織的に虐待対応の終結を決定する。
その後	終結後の生活支援	△	△	◎	通常業務として、相談支援または関係事業所等に引き継ぎ、必要に応じ連携を図る。

◎…主 ○…副 △…必要に応じて